

鎌田公認会計士事務所  
税理士法人 鎌田総合事務所  
公認会計士 鎌田 直善  
税理士 鎌田 ふくみ

9月6日の地震、停電には驚きました。  
懐中電灯と、ラジオが頼りの2日間を過ごしました。災害に備えることの重要性をかみしめる機会となりました。

## 延払基準の廃止について

公認会計士 鎌田 直善

平成30年度の税制改正の一環です。

「収益認識に関する会計基準」公表に対応し、法人税における収益認識の改正が行われました。

資産の販売等に係る収益は、原則として目的物引渡し・役務提供の日の属する事業年度に益金の額とします。改正前は、その例外として長期割賦販売等に該当する資産の販売等については、延払基準により収益・費用の額を計算することができました。

平たく言えば、分割支払期間が2年以上、分割回数が3回以上等の賦払契約等（長期割賦販売等）の場合は、「引渡しの日」に収益計上」の原則に代えて、賦払金割合により収益・費用計上（延払基準）することを選択できました。

ここが大きく改正となりました。平成30年4月1日から、長期割賦販売等について、延払基準は選択できなくなりました。（リース取引については後述します）

ただし、かつて一度でも長期割賦販売等に該当する資産の販売等を行ってれば、その資産の販売等につき延払基準の適用を受けたかどうかにかかわらず、経過措置の対象になります。

該当する法人は、平成30年4月1日以後終了事業年度から平成35年3月31日以前開始事業年度については、従来通り、延払基準の方法で収益・費用を計算することができます。

さて、上記の「延払基準廃止」の圏外に置かれたものに、ファイナンス・リース取引があります。

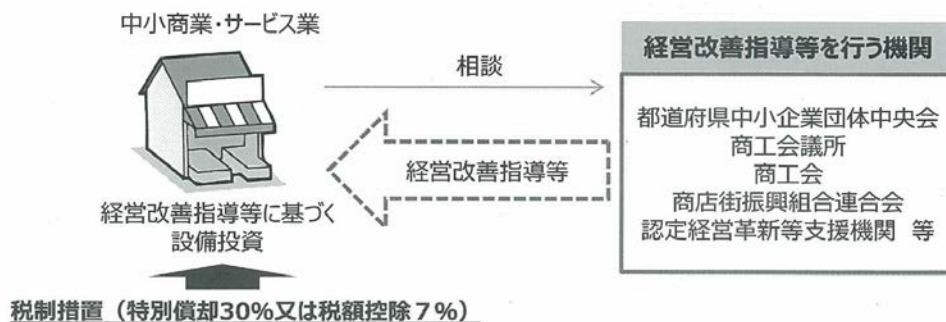
税務上リース取引とされるものについては、リース資産の引渡しの時点で、貸借人から賃借人に、売却があったものとされます。この引渡しをリース譲渡といいます。

リース譲渡の貸借人については、従来通り、延払基準の方法により、収益・費用を計算することができます。

また、リース譲渡については、通常の延払基準の計算方法以外に、リース譲渡特有の延払基準の方法、収益・費用計算の特例も設けられておりますが、30年改正による影響はありません。

## 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について スタッフ 中島 弓枝

卸売業、小売業、サービス業、農林水産業を営む青色中小企業者等が経営改善設備（認定経営革新等支援機関等による経営改善に関する指導に伴って取得する器具・備品、建物附属設備）を取得した際に、取得価額の30%の特別償却、又は7%の税額控除が受けられるというものです。



対象事業者	業種：卸売業・小売業・サービス業・農林水産業 青色申告書を提出する中小企業等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等）及び、従業員数1,000人以下の個人事業主
対象設備	認定経営革新等支援機関等による経営改善に関する指導に伴って取得する ・取得価額が 1台30万円以上の器具・備品 及び ・ " 1台60万円以上の建物附属設備 (※中古、貸付の用に供する設備等は対象外)
税制措置	・特別償却30% 又は、 ・税額控除7% <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                 ・税額控除の対象は資本金3,000万円以下の中小企業又は個人事業主に限る。                  ・法人税、所得税の20%が限度、1年間の繰越控除が可能             </div>
適用期間	平成25年4月1日～平成31年3月31日までに取得等をし、指定事業の用に供すること

平成30年度改正で、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備が対象となることが明確化されました。

### お知らせ

公認会計士の鎌田の飲み友達で、長年ビジネスプラン作成スクールなどでご一緒してきた、荒木明美さんという方がおられます。長年、東京のマーケティング会社で、世界を股に活躍してこられた大変優秀な方です。函館に帰ってきてからも、さまざまな活動をしています。

今回は、その荒木さん主宰で、前佐賀県武雄市市長の樋渡啓祐氏を函館にお招きし、講演会を開催するとのこと。大変すばらしいお話が聞けるはずとの、荒木さんの御推奨です。鎌田としても、応援かたがた、講演会の案内状をお送りさせていただきます。皆様におかれましても、ご興味のおありの方は、ご参加ご検討下さい。